

インフレは克服できるか



清水嘉治

インフレは惜みなく庶民の生活を奪っている。狂乱物価といわれて1年以上になる。依然として消費者物価は高騰している。狂乱物価以後、本年4～5月頃、「新価格体系」への移行といわれても、その中味は新高値不安定への移行にすぎなかった。もはや消費者はみなだまされたという実感をもっている。

去る10月1日からの消費者米価の32%アップ、国鉄運賃の23%アップに始まる公共料金の値上げ以後、ある学者は、「狂乱物価第二幕がおろされた」といった。いま消費者は、異常なインフレにイライラしている。ある主婦は、インフレに強くなるためにといってデパートの特売日に、そのイライラを解消しようとしたり、ある主婦は食べるものだけの量と質をおとさずにしたいたいといって衣料費その他の支出を切りつめたり、ある主婦は食事の質をおとして量に求めたり、ある主婦は、すべてのものの節約をはかったり……、というふうに消費者のインフレに対する自衛は、いろいろな形で始まっている。だが率直にいてもはやインフレによる生活侵略はかぎりなく続き、消費者の「自衛」も限界にきているといった方がよいだろう。もちろん消費者がインフレに対して「自衛」するのは当然であるし、そうすることによってインフレ政策への抵抗をしめしていることは評価しなければならないであろう。

ところで、今日起っているインフレはいかにして克服することができるのであろうか。もちろん消費者運動による多様な形態の反インフレ対策を評価したうえで、改めて今日の日本経済のインフレ体質は、どのような性格をもっているのか、さらにインフレは、どのようにして克服できるのか、あるいはできないのかについて構造的にメスを入れてみよう。そのために、以下、第1に今日の日

本経済における物価高騰のメカニズムを明らかにし、つぎに反インフレの経済体質をつくるために当面どのような経済政策を必要とするかについて、いくつかの問題点をしめしてみよう。

ことわっておくが、経済学者が、いまの日本経済のインフレ体質から反インフレの経済体質樹立への問題提起を試みても、いまずぐにインフレが終焉するわけではない。問題は、今日のインフレ政策について、その本質がなんであり、その現われ方がどのような仕組をもって進行しているかを認識することであり、それをふまえて、市民が国民生活の安定のための経済政策はどうあるべきかを、みずからの問題として自覚し、反インフレの運動を多様な形で実現することにある。では問題を進めてみよう。

2 ————— 物価高騰のメカニズム

ある経済学者は、現代資本主義は、その体質として物価上昇のメカニズムを内包しているという。たしかに現代資本主義における価格のメカニズムは、主として寡占企業によって支配されており、寡占企業は寡占価格を維持することによって景気循環に左右されず、寡占利潤を獲得することができる。現代資本主義が、寡占または独占企業の支配する資本主義体制であるかぎり、物価上昇機構を、体制内にビルトインしていることはいうまでもない。現実にはアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、日本における寡占企業の支配構造を分析すれば、それはおのずから明らかである。したがって日本経済における寡占または独占的企業の生産の集中度、または資本の集中度をみても、その支配力は大きい。昭和44年度における資本金10億円以上の企業による経済的資源の所有割合をみると、資本金では60.5%、総資産では45.4%、有

形固定資産では53.0%、投資では68.5%、従業員では19%となっている<公正取引委員会事務局編「日本の企業集中」昭和46年>。国民経済における大企業の地位は高い。それはその後の高度成長期の過程で、企業の集中化はより促進され、10億円以上のビック・ビジネスの企業数は企業総数の0.012%にすぎないが、資本金では65%を占めている。

ビック・ビジネスの支配力は、生産の集中度や資本の集中度で上位を占めている点にあらわれているだけでなく、その特徴は、価格支配にある。極大利潤を獲得するための有力な武器が価格支配である。さらに寡占間競争を通じて市場支配を展開する。かつて「公取委」は日本経済における上位大企業100社の産業別構成をしめしたが、そのうち62社が製造業であり、食品、繊維、化学、石油窯業、鉄鋼、非鉄金属、一般機械、電気機器、輸送用機器などの製造業で、各部門上位数社が、価格支配力と市場支配力をもっていることがわかっている。たとえば、昭和48年9月の時点で、ビール業界で、キリンは60.1%、サッポロ21.3%、アサヒ14.1%、サントリー4.5%の市場占有率をしめした。周知のように市場支配の宣伝戦は活発であった。「男はだまって……」<サッポロ>、「飲んでもらいます」<アサヒ>、「純生、フレッシュ」<サントリー>と手をかえ、品をかえての宣伝戦を試み、シェアの確保にやっきとなった。だが「どういうわけかキリンです」とやんわりかわされている。売上げ高に占めるキリンの広告・宣伝費の割合は一番少ない。他社は広告宣伝費が大きい。ここで明らかなことは、サッポロ、アサヒ、サントリーは、値上げを要求し、キリンは、値上げを待って、莫大な利益を獲得するというメカニズムをつくりだした。寡占間競争はつねに価格引上げによって、そのツケを消費者にまわすのである。国税庁が、キリンの新規工場の認可をお

くらせることや、キリンの原料の輸入麦芽の割り当を制限するなどして生産量を抑えてみても、それは小手先の対策で、各ビール会社は、48年9月、49年に値上げをしてしまった。問題は、寡占企業の分割を通じて、価格を引き下げる政策を厳しくやることである。そうでないかぎり消費者は泣寝入りするほかない。その他日本経済を支配している寡占企業は、この5年間一貫して高収益を獲得してきた。

こうした寡占企業の価格を監視し、あるときは価格引上げ命令を指導するか、さもなければ、法人税率を引上げ、その収益を抜本的に福祉にまわすことである。この点は後半で検討する。

ともあれ、寡占価格支配が、現代インフレーションの元凶であることは間違いない。それは財界と政府が一体化して、この18年間とり続けてきた高度成長政策に根本原因があるといってもよいであろう。つまり高度成長政策は、重化学工業中心主義→生産性向上→国際価格競争力強化→輸出拡大→大企業中心の成長政策を主内容としたのである。したがって高度成長の主体は寡占企業であり、寡占中心の無政府的な重化学工業生産上昇のための設備投資競争と強蓄積にあった。それをバック・アップしたのが巨大銀行と財政・金融政策であった。こうした政策は、他面において労働者にとっての低賃金と合理化と国民生活の犠牲のうえに成立したのである。そればかりでなく、高度成長政策は、重化学工業中心主義の発展であり、同時に公害産業の族生でもあった。昭和45年には日本列島に公害・環境破壊が爆発的に起こったのは周知のことである。つまり高度成長政策は、インフレと環境破壊と人間疎外の3大病気をもたらしたのである<この点は、拙稿「現局面の日本経済の体質について」『経済系』100集〔1974.5〕参照されたい>。

ところで問題をもとにもどそう。高度成長政策に

もとづくインフレといっても、もちろん昭和47年以前の物価上昇と昭和48年以降今日までの物価上昇とは、一応区別して考えなければならない。すなわち47年以前の高度成長期の物価上昇の基本的要因は重化学工業中心主義とそれにもとづく輸出拡大政策と寡占価格政策にあった。とくに前述したように寡占価格政策は、国内的には寡占価格を維持し、対外的には、低価格政策で輸出競争力を強化するという政策であった。いまでも記憶に新しいが、その一例として、昭和44年～45年時点で19インチ型カラーテレビの国内価格は198,000円、輸出価格は60,700円、工場原価は48,000円といわれた。乗用車<排気量1,500ccの国内価格は700,000円、輸出価格は350,000円、工場原価は250,000円前後といわれた。つまり国内価格は高く、輸出価格は低い。こうした価格政策は、国内的には円を弱くし、対外的には円を強くした。それは国際収支の黒字基調の定着となってあらわれた。ところが昭和48年以降輸出品価格も輸入品価格も急上昇した。とくに注目すべきことは、昭和46年8月15日に発表されたニクソンの新経済政策後、日本政府は、為替政策のミスを犯し、国際通貨危機を真剣にうけとめることができなかった。国際収支の黒字で200億ドル、この過剰流動性をインフレ政策に転嫁したのである。寡占企業や大企業は、日本銀行の外為会計を通じてドルを円にかえ、その資金で株式取得と土地買収をおこなった。その結果、株価と地価が急騰し、大企業株主大企業地主があらわれ、庶民にとって株も土地もはるか遠くなったのである。つまり円切上げによる物価抑制政策は、全くききめがなく、逆に悪性インフレを導くことになった。金融面では、昭和48年4月以来8月末までに、連続4回の公定歩合引上げがおこなわれ、預金準備率も4回引上げられたが、物価抑制にはならなかった。財政面でも、4月以降公共投資契約率をコントロールし、国債

発行の抑制措置をとったが、ききめはなく、インフレは進行した。

こうしてみるかぎり、インフレの要因は、まず第1に寡占体制にあり、第2に政府と財界の一体化した高度成長政策にあった。とくに、財政政策、金融政策、為替政策のミスによるインフレは深刻であるといわなければならない。この点では「政治インフレ」といった方がよいであろう。

さらに第3に原油をはじめ各種輸入資源の値上がり、さらには環境費用や人件費の増大などをふくむコスト・インフレ要因を指摘しないわけにはいかない。

周知のように昨年10月16日産油国の石油消費国への10%削減声明以来、石油危機が叫ばれた。だがそれは「作られた石油危機」であった。わが国ははじめ石油消費国が国際石油資本すなわちメジャーに踊らされたのではなかったか。日本の石油関連企業は、原油価格の高騰を先取りし、つぎつぎと便乗値上げに走り、いわゆる狂乱物価をつくりあげたのである。国民の不安はつのもり、消費者運動は活発化し、大企業の買占め、売りおしみを追及した。政府は重い腰をあげ、インフレ対策として総需要抑制政策をかかげ、財政、金融、消費などの面からのインフレ抑制策をうちだした。それはききわめて緩慢におこなわれた。石油二法による個別価格を監視する体制ができたのは、なんと昨年12月であり、本年1月下旬からは、高値の原油が入り、石油製品の大幅再値上げとなったのである。ここで注意してほしい。当時、昨年10月から本年1月まで、石油関連企業は、すでに便乗値上げで高収益をものにしたのである。

政府は、高値原油にともなう関連製品の値上げを「最小限」におさえるために産業基礎物資、国民生活関連物資53品目〈その後6品目追加〉を、「値上げ事前了承品目」に指定し、国民の反インフレのマインドに応えようというものであった。

だがこの政策も周知のように機能的に発動しなかった。一方でインフレ抑制政策をしながら、他方で、「新価格体系への移行」を主張した。つまり産業の基盤であるエネルギーおよび基礎資材である原油が値上がりしたのだから、他の物資もこれに合わせて妥当な価格に移行させようという意味である。ここで問題は、従来の物価の総点検もせず「高値」不安定に移行することは、なんとしても許されないのである。当面のインフレの本質がなんであり、それをどのようにして抑制するかについての総合的経済政策を施行せずに、安易に「新価格体系」＝「高価格不安定」をうちだしたのは、なんといっても無策といわざるをえない。たとえ原油価格が2倍に値上がりしても、それを石油製品値上げに転嫁させないように、抜本的なエネルギー政策をしめすべきであった。この点もきわめて片手落ちであった。

「新価格体系への移行」の名のもとに、石油に続いて値上げが認可されたのが電気料金であり、都市ガス料金であった。価格凍結策とうけとられた「値上げ事前了承制」も、鉄鋼、石油化学中間製品、肥料、砂糖、食料油、アルミ地金などがつぎつぎに値上げを認可されたのである。周知のように「事前了承制」は、去る9月20日、すべての指定品目が解除され、価格上昇は進行している。こうした政府や通産省の価格コントロールははたして効果があったのであろうか。いや全くないといった方がよい。すでに灯油については、本年3月には380円<1カン18ℓ>と標準価格指定をしたが、本年11月10日時点ですでに700円である。その他砂糖なども、再値上げされている。そして石油製品関連物資が共通に再々値上げされている。こうしてインフレは、惜しみなく国民生活を破壊しているといってもよいであろう。

こうして原油を中心とする各種輸入資源の値上がり、人件費の増大などをふくむコスト・インフレ

要因も指摘しなければならない。

昭和49年度の『経済白書』は、物価急騰の中心を卸売物価に求めている。「48年度中の上昇率<49年1～3月の前年同期比>35.4%のうち、約4割が国内需給逼迫による分、約6割が原油やその他1次産品市況高騰など海外要因に基くものと考えられる。このほか、卸売物価上昇の要因としては、賃金コストの上昇があげられるが、48年度については、その影響はきわめて小さかった」といっている。さらに消費者物価上昇の要因については、それを「卸売物価の急騰」に求めている。したがって『白書』の物価急騰の要因分析は、きわめて計量的指摘に終わり、物価急騰の構造的要因について分析していないのは片手落である。のみならず、物価上昇をどのように抑制するかの問題意識は全くないといってよいであろう。

さいごに、最近のインフレ要因を輪をかけておしすすめたのが、主要公共料金値上げ<表参照>である。これは明らかに政府主導の公共料金値上げであり、まさに「政治価格」というべきであろう。

政府指導型の公共料金値上げは、他の物価への影響がきわめて大きい。ところが「経済企画庁」は少ないという、すなわち米価32%の値上げは、他物価への影響は1.1%であり、電力料金56.8%の値上げは、0.29%しか他の物価へ影響しないといっているが、この数字をだれが信用するであろうか。米価32%の値上げ後、一般飲食店の値段表は、30～50%アップにしたという。「経企庁」のインフレの感覚は全くお粗末そのものであるといえる。今日、不況下のインフレが進行しているかぎり、政府は公共料金の値上げは、完全にストップすべきであり、その財源は、インフレで莫大な収益をあげた一部業界に対して法人税付加税を課すべきなのである。それには同時に高度成長政策から国民生活安定のための経済政策への構造的転換の一環として考えていくべきであろう。

こうして今日の物価急騰、インフレの要因が明らかになっている以上、インフレ克服のための政策を勇断に実行すべきなのである。たしかに、政策担当者は、インフレを克服することは困難である

表 主要公共料金値上げ一覧表

	値 上 げ 幅	実施期日
6大都市タクシー運賃	平均29%<ただしこれは暫定>	74. 1. 29
医療費	17.5%	74. 2. 1
私立大学・高校授業料・その他	大学昼間部 平均12.3% 全日制高校 平均22.5%	74. 4.
公衆浴場入浴料金	東京 36.4%<他府県もほぼ同じ>	74. 5. 7
ガス料金	東邦ガス 40.3% 東京ガス 平均46.85%	74. 5. 28
9電力料金	電灯 28.6% 電力 73.9% } 計 56.82%	74. 9. 3
灯油	380円<標準価格>→620円<指導価格> 近く新標準価格設定の予定	74. 6. 1
港湾運送料金	23%<全国 1,200社平均>	74. 6. 15
新聞購読料	いわゆる4大紙など66.7%	74. 7. 1
国民宿舍泊料	平均26.3%<2年連続>	74. 7. 1
大手私鉄14社運賃	普通26.9%、通学26.2%、通勤45.3%	74. 7. 20
国内航空運賃	平均29.3%	74. 9. 10
消費者米価	32.0%	74. 10. 1
国鉄運賃	旅客23.2%、貨物24.1%	74. 10. 1
民営・都バス料金	1 区間40円 } →60円<来年4月から70円>均一 2 区間60円 } <都バス、都内9社>	74. 10. 1
営団地下鉄	普通運賃26.9%、通勤定期35.13%	74. 10. 1
都営地下鉄	" 28.9%、" 35.3%	74. 10. 1
通勤料金	荷物運賃、手荷物料金53.7% 貨車扱い29.0%<日通を含む219社>	74. 10. 1
ガス料金	大阪ガス55.26%<福岡、広島なども>	74. 10. 12
小包郵便料金	平均47%	74. 11. 1
6大都市タクシー運賃	東京 33.9%<他都市もほぼ同じ>	74. 11. 1

と考えているようである。それは当然かもしれない。というのは、政策担当者はインフレ克服のための日本経済の構造変革を真剣に考えていないからである。

ではつぎに、インフレ克服のためのいくつかの提言と問題点を提起してみよう。

3 ————— インフレは克服できるか

現在、政府がインフレ克服のためにとっている政策は、総需要抑制策である。にもかかわらずそれは不況下の物価高を招来している。それは、インフレ過程で生まれた巨大な「不公正の凍結」なのである。インフレで大企業・寡占企業が獲得した莫大な収益をインフレで生活を侵害されている給与生活者に真に「安定」した政策をほどこさないかぎり、「不公正の凍結」は続き、弱小企業は倒産に直面せざるをえない。

周知のようにインフレとは、一律の物価上昇ではない。それだけなら相対価格関係は変わらないであろう。インフレは自然現象でなく、資本の政策である。インフレは分配の不平等の政策である。昭和48年11月19日に、社会保障制度審議会は政府につぎのような建議をおこなった。「インフレの最大の弊害は、所得および資産の分配に好ましくない変化を生ぜしめ、少数の豊かな人々をいちだんと豊かにし、貧しい人々をいちだんと貧しくすることにある。それは社会保障の理念とする所得再分配を崩すものであり、まさにインフレーションは社会保障の最大の敵である」。この建議を政策担当者はいまだに真剣にうけとめていない。インフレは福祉全般の敵である。

昭和49年度『白書』は、物価急騰の影響としてこうのべている。

「物価の急騰は所得階層間の不公平を表面化させ

た。いま、所得階層別の消費支出の推移をみると、高所得層では実質消費支出は前年より増加しているのに対し、低所得層では物価の急騰についてゆくことができず、49年にはいると随意的支出はもちろん、生活必需品支出においても実質支出の減少が生じている。このように物価急騰下における消費支出が所得階層間でことなっているのには、フローとしての所得水準が元来異なるうえに、資産蓄積の程度や資産運用の機会にも差があるからである。すなわち高所得層では物価の急騰に直面しても資産の一時的食いつぶしで対応できる余裕があり、また、収益性の高い有価証券や土地を手に入れることによって蓄積資産やヘッジできるのに対し、低所得層では蓄積資産が少ないうえに、予備的動機に基づく貯蓄が主体となっているため、これが減価してもヘッジすることができず、先行き不安が強まるから、いきおい実質消費支出を切りつめて対応せざるをえなかったのである」と。つまり、物価の急騰は、高所得者には打撃を与えないが、低所得者の生活をますます脅かしているという点である。『白書』もインフレには強い者と弱い者があることを認めている。だがこれをどうしたら克服できるかの発想と対策は全然みあたらない。

ここでわかりやすくのべてみよう。インフレに直面するとき、インフレに強い者と弱い者ができる。インフレで得する者と損する者がある。いま富を、フロー〈所得〉とストック〈資産〉に分けて考えたばあい、フローの点では、年金、賃金生活者は弱く、利潤など変動的なものは強い。ストックのなかでは、貨幣資産は弱く、実物資産は強い。また情報をもっている大企業家などは強いが、情報をもたない庶民は弱い。より一般的にいえば、家計は弱い、企業は強い。家計のなかでも老人は弱い、若者は強い。組織に属している者は強く、属していない者は弱い。企業のなかでも、

価格転嫁をできる企業、市場支配力をもっている大企業や寡占企業は強力であるが、そうでない企業は弱体である。

インフレとは、こうした弱者から強者への、貧者から富者への、惜しめない富の移転であり、富の逆再配分であるといえることができる。インフレは、政策的に機構化された不公正である。高度成長政策は、社会的な不公正を蓄積してきたのである。そしてインフレは、強者をますます富ませ、弱者をますます貧困化させる政策である。この点は、『白書』も部分的に認めている。問題はインフレ政策をどうするかである。インフレ対策の基本構図は、高度成長政策から国民の生活安定政策に経済政策を根本的に転換させることではない。したがって最低つぎの点を確認しておかなければならない。

第1に、インフレーションで得た特定企業家や資産家の利得を社会に公平に還元させることである。

第2に、インフレーションによって収奪された社会的弱者の損失を、社会的に補償させることである。

第3に、インフレーションによる不公平の経済政策を止めさせ、インフレで得をしない、損をしない経済制度を、多面的形態で、経済システムの内部にビルトインさせることである。

第1の問題は、この悪性インフレの過程で寡占企業、大企業が特別の利益を獲得したことは事実である。周知のように昭和48年の1年間、49年の上半期の大企業の収益状況を調査しても、実質・名目ともに成長率は高い。ところが賞金・年金等定額所得の家計の所得成長率は低い。その差額は明らかに企業が吸収したものと考えられる。そうだとすれば、インフレ期においては、臨時の法人税付加税によって企業収益を社会還元させることである。一般的に言って日本の法人税率は先進諸国の

それに比べて低い。企業への各種優遇措置、すなわち受取配当の利益金不算入、特別減価償却制度、配当軽減措置などはもう時代おくれであり、これらの優遇措置によって日本の法人税率は実質26%程度であり、他の先進諸国の45~50%に比べてかなり低い。1%が1,000億円にあたるとすれば、法人税率だけで2兆円以上の増収がえられる。さらにインフレ時の付加税を参入すれば3兆円はえられる。これを社会福祉制度の充実のために使用したり、さらにそれを社会的弱者に還元することである。それだけではなく国全体の社会保障費とほぼ等額の企業の交際費また広告費への課税を強化して、教育関係の予算を増額すべきであろう。さらに土地再評価税を創設して、インフレによる富の不平等化を抑止すべきである。日本不動産銀行の調査によれば、昨年1月の土地の時価総額は300兆円をこえるという。同じ時の銀行預金総額70兆円、東証上場株式時価総額40兆円と比べていかに大きいかかわかる。この巨大な差額はインフレがもたらした未実現の資本利得<キャピタル・ゲイン>であり、将来この土地資産を売却した時点で、巨額の不労所得を土地保有者に帰属させることになる。法人が、値上がり目的のために土地購入に走ったことはいうまでもない。企画庁の推定でもこの数年買入れた土地は40万ヘクタールにのぼるといわれている。それは全国の民有宅地面積全体の4割に相当するといわれている。

したがって土地を再評価して再評価益に一定率の課税をすべきであろう。それはまず法人を対象とし、つぎに個人の生活用地500坪までは除外する。土地について物納を奨励し、物納分についてはかなりの率の減税を認める優遇措置をとる。それによって、国、自治体の「公共用地」の増大をはかる。一般的にはインフレが進行すると、土地のみならず有形資産の全体について、簿価と時価との間に大きな乖離が生まれる。それは、企業の資産内容

や経営成績を過少表示することになるとともに将来における設備更新を困難にする。企業の財務内容を現実に近いものにするために設備の再評価を考える。再評価益の一部は税によって社会還元する。大企業の設備投資に過度に有利な現行特別償却制度を全面的に廃止する<この点については、長洲一二氏他著「再びインフレに挑戦する」を参照されたい>。

第2にインフレによって損失をうけた弱者への補償を多面的に考える。インフレの最大被害者は社会保障層である。国民年金受給者、厚生年金、老令福祉年金の各受給者、生活保護世帯に対して抜本的な受給率アップを実行する。物価上昇に応じてスライド制を予め導入する。

さらにストックの面で具体的政策を考えるとすれば、貯蓄目減りに社会的な補償を行なう。大衆貯蓄の保護、預金金利の引上げを二桁代で具体的に実行する<欧米では二桁金利——イギリス16.25%、フランス14.12%、西ドイツ11.6%、オランダ12%、日本6.25%>。さらに「成長金融」を「福祉金融」に構造的に変革する。それだけでなく、独禁法を強化する。たとえばカルテル排除権限の強化、企業の過度集中阻止と分割<旧独禁法規定の復活>、状況証拠主義の導入、適用除外カルテルの認可要件の厳格化、特殊規制とくに金融機関、商社のその強化、寡占的な価格・市場支配の規制、そのため情報公開制、再販制の原則的廃止、罰則の強化などを実施する。企業行動に活力を与え、新しい公正なルールを形成する。

さらに、公共料金の一切の凍結を実現する。生活必需品関連物資についての市民的規制を強化する。こうして反インフレの経済体質を地味に構築することによってインフレは克服できると考える。

さいごに反インフレの経済体質をつくるためには、公共料金、生活関連物資の価格の決定に際し

ては、社会的弱者代表を中心にして国民生活安定のための「物価監視」制度を確立することが当面必要であろう。社会的公正と福祉、教育文化充実の経済制度を構築することにある。産業優先の経済政策から生活優先の経済政策へ地味に転換していく過程で、反インフレの経済体質を構築することである。そのために国民が、経済運営に主体的に参加し、新しい反インフレの経済ルールを創造していくことが当面重要な課題である。

<1974. 11. 19>

<関東学院大学教授>